

ゴールドプラスカードローンカード規定

1. ローンカードの発行

- (1) ゴールドプラスカードローンカード（以下、ゴールドプラスカードローンを「カードローン」といい、ゴールドプラスカードローンカード自体を「ローンカード」といいます。）は当金庫が発行のうえ交付いたします。
- (2) ローンカードの発行（再発行を含みます。）にあたっては当金庫所定のカード発行手数料（消費税を含みます。）をお支払いいただきます。

2. ローンカードの利用

- (1) ローンカードは、ゴールドプラスカードローン口座（以下「貸越口座」といいます。）について、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用してカードローン借入金を任意に返済する場合（以下、カードローン借入金を任意に返済することを単に「返済」といいます。）。)
 - ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（提携金庫を含みます。以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下、貸越を受けることを単に「引出」といいます。）。)
 - ③ 当金庫の自動振込機（振込が行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金、振込手数料その他振込取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を貸越口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合。
 - ④ 当金庫および提携金庫の窓口において返済または引出をする場合。
 - ⑤ 当金庫および提携先の預金機または支払機を使用してカードローン借入金の残高照会等当金庫所定の取引をする場合。
- (2) カードローンの返済用預金口座（普通預金）（以下「指定口座」といいます。）への預入れおよび払戻しには、当金庫が別に交付した「すかもキャッシュカード」もしくは、通帳および所定の伝票をご利用ください。

3. 支払機による引出、または振込機による振込

- (1) 支払機による引出
 - ① 支払機を使用して引出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
 - ② 支払機による引出しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの引出しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、また貸越極度額の範囲内で何回でもご利用できます。なお、1日あたりの引出しは、当金庫所定の金額の範囲内といたします。
 - ③ 支払機を利用して引出しをする場合に、引出金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出しはできません。
 - ④ 前項にかかわらず、当金庫および提携先の支払機による1日あたりの引出しについて当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内といたします。
 - ⑤ 当金庫および提携先の支払機による1日あたりの引出回数について当金庫がご本人から当金庫所定の

方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内といたします。

(2) 振込機による振込

振込機を使用して振込資金等を貸越口座から振替えにより引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

4. 約定返済額の自動支払

- (1) 毎月10日の定例返済日（信用金庫の休日の場合は翌営業日。以下同じ）にその前日の貸越残高に応じ、次に定める金額を通帳および払戻請求書によらず指定口座から引落しのうえ自動的にお支払いしていただきます。

定例返済日の前日の貸越残高	ご返済額
10万円以下	3,000円
10万円超30万円以下	5,000円
30万円超50万円以下	10,000円
50万円超100万円以下	20,000円
100万円超200万円以下	30,000円
200万円超300万円以下	40,000円
300万円超400万円以下	50,000円
400万円超500万円以下	60,000円

- (2) 定例返済日の前日の貸越残高と定例返済日の前日までの利息の合計額が3千円に満たない場合はその合計を、第1項にかかわらず、返済額とします。前月末の貸越残高が第1項に定める返済額より小さい場合で、かつ別途契約書の定めにより貸越金の利息を貸越元金に組み入れ後の貸越残高が3千円を超過するときは、第1項にかかわらず、前月末の貸越残高を返済額とします。
- (3) 次条以下の返済が行われた場合も約定返済額の自動支払いは行い、また最初に引出しをした日が1日以降返済日までの場合は、翌月の返済日を初回とし、返済日の翌日以降月末日までの場合は、翌々月の返済日を初回といたします。

5. 預金機によるカードローン借入金の返済

- (1) 預金機を使用して第4条の約定返済に加えて随時に任意の金額を返済することができます。ただし、第4条の約定返済がなされていない場合には返済することはできません。
- (2) 預金機を使用してカードローン借入金を返済する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードを挿入し、現金を投入して、操作してください。
- (3) 預金機による返済は、預金機の種類により当金庫または提携金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当金庫または提携金庫所定の枚数による金額の範囲内といたします。
- (4) 当該貸越口座についてローンカードにより返済した場合には、その内容を記載した「ご利用明細票」を発行いたしますので「自動機専用通帳」に綴り込んで保管してください。

6. ローンカードによる窓口での返済および引出

- (1) ローンカードにより窓口でカードローン借入金を返済する場合は、当金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で返済をする場合は、ローンカードを提出し、入金票に当金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額

を記入のうえ、その提携金庫所定の手続に従ってください。

- (2) お利息を含めたカードローン借入金全額を返済する場合は、当金庫所定の入金票および払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入しお届印を捺印のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (3) ローンカードにより窓口で引出しをする場合は、ローンカードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に資金使途の記入を求めることがあります。なお、提携金庫の窓口で引出しをする場合は、ローンカードを提出し、払戻請求書に当金・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続に従ってください。
- (4) ローンカードにより窓口で返済または引出しをする場合の1回あたりの限度額は、当金庫または提携金庫所定の金額といたします。なお、1日あたりの引出しは、当金庫所定の金額の範囲内といたします。
- (5) 当金庫または提携金庫の窓口でローンカードによる引出しをする場合に、払戻請求金額と第7条2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が引出しことのできる金額を超えるときは、その引出しはできません。

7. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機または振込機を使用して返済をする場合には、当金庫および提携金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して引出しをする場合には、当金庫および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、カードローン借入金の返済および引出し時に、払戻請求書なしで、その返済・引出しをした貸越口座から自動的に貸越を行います。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の貸越口座からの引出し時に、払戻請求書なしで、その引出しをした貸越口座から自動的に貸越を行います。
- (5) ローンカードにより提携金庫の窓口でカードローン借入金の返済または引出しをする場合には、提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料を現金により提携金庫へお支払いください。

8. お借入れ、ご返済の明細

- (1) ローンカードによるお取引の都度、その内容を記載した「ご利用明細票」をお渡しいたします。
- (2) 3カ月毎（毎年1月、4月、・7月、10月）に過去3ヵ月間のお借入れまたはご返済いただいた金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額等の明細を「カードローンご利用明細票」としてお届けいたします。
- (3) 前項の「カードローンご利用明細票」が住所変更の届出を怠るなど、ご本人が責任を負うべき事由により1回でも配達されなかった場合には、以後「カードローンご利用明細票」の送付を取り止めさせていただきます。
- (4) 「カードローンご利用明細票」の送付の再開を希望される場合には、当金庫所定の手続に従ってください。

9. 預金機・支払機・振込機故障等の取扱い

- (1) 停電、故障、システム機器更改等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でローンカードによるカードローン借入金の返済をすることができます。
- (2) 停電、故障、システム機器更改等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店または提携金庫の窓口でロー

ンカードによるカードローン借入金の引出しをすることができます。なお、提携金庫以外の提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

- (3) 前記第1項および第2項による返済および引出しをする場合には、ローンカードを提出し、所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫（提携金庫） 所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障、システム機器更改等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫および提携先の支払機等が停電、故障、システム機器更改等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

10. ローンカードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる借入金の引出停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様といたします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取扱店に届出てください。
- (3) 氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって取扱店に届出てください。ただし、暗証番号を変更する場合には、書面によらず、預金機・支払機・振込機をご本人が操作のうえ、変更を行ってください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) ローンカードを失った（紛失、盗難等） 場合、もしくはローンカードが使用不能（段損、磁気不良等）となった場合、または暗証番号を失念した場合には、当金庫所定の手続をした後にローンカードを再発行するものといたします。
- (5) 偽造カード等による払戻しカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 盗難カードによる払戻しカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 暗証番号の照合等

- (1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用したローンカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いをした場合は、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

12. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。なお、提携金庫の預金機または提携先の支払機を使用した場合の提携金庫または提携先の責任についても同様といたします。
- (2) ローンカードによる窓口での借入金の返済または引出しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口

で借入金の返済または引出しをした場合の提携金庫の責任についても同様といたします。

13. ローンカードの期限

- (1) ローンカードの期限はカードローン契約の期限と同一といたします。
- (2) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。
- (3) カードローン契約に定める当金庫との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカードの期限のいかんにかかわらず無効といたします。

14. 解約等

- (1) 指定口座を解約する場合には、このカードローン契約も同時に解約するものといたします。
- (2) 前項の場合またはこのカードローン契約の解約もしくは終了の場合には、直ちにローンカードを取扱店に返却してください。
- (3) 前2項の場合で未処理取引がある場合には、その処理が終了するまで指定口座の解約を延期させていただく場合があります。
- (4) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにローンカードを取扱店に返却してください。

15. 譲渡、質入れ等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、ゴールドプラスカードローン契約書の各条項および当金庫普通預金規定または総合口座取引規定並びに振込規定により取扱いいたします。

以上